明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○宮内庁組織令の一部を改正する政令（一五八）　二
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（一五九）　二

〔府　令〕
○宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二三）　三

〔省　令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三九）　三

〔規　則〕
○人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則（人事院一―五―二一）　四
○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（同一一―八―四四）　四

〔告　示〕
○退位礼正殿の儀を国の儀式として行う件（内閣三）　四
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁二七）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三二）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三三）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三四）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件（同三五）　五
○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業一一二）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛八四～八八）　六
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同八九）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同九〇）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同九一）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局六三）　六

〔国会事項〕
内閣　国税庁　防衛装備庁　四

〔人事異動〕
内閣　国税庁　防衛装備庁　四

〔皇室事項〕
諸事項　五

〔官庁報告〕
国家試験　五
平成三十一年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　五

〔公　告〕
諸事項　六
官庁　六
有権者申出方関係　六
裁判所　六
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　六
特殊法人等　七
防衛省共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任関係　七
会社その他　七

本号で公布された法令のあらまし

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第一五八号）（宮内庁）

1　侍従職に置かれる侍医の定数を改めることとした。（第一六条関係）

2　上皇職の設置に伴い、同職に上皇女官長、上皇侍医長、上皇侍従、上皇女官及び上皇侍医を置き、それぞれの所掌事務及び定数を定めることとした。（附則第二条及び第四条関係）

3　皇嗣職の設置に伴い、同職に皇嗣職宮務官長、皇嗣職侍医長、皇嗣職宮務官及び皇嗣職侍医を置き、それぞれの所掌事務及び定数を定めることとした。（附則第三条及び第五条関係）

4　上皇職及び皇嗣職が置かれている間の読替え等を行うこととした。（附則第六条関係）

5　この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日（平成三一年四月三〇日）の翌日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（厚生労働省）

1　各医療保険制度においてインセンティブの機能を持つ制度が二〇一八年度より創設・実施されていることを踏まえ、後期高齢者支援金の加算・減算制度の適用対象について所要の規定の整備を行うこととした。（第二五条の三第一項第一号関係）

2　加算制度を適用しない基準について、保険者にやむを得ない事由がある場合に加えて、保険者の加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況を基準とするため、所要の規定の整備を行うこととした。（第二五条の三第一項第一号関係）

3　一〇〇分の一〇〇・二三と規定されている加算率を引き上げるため、所要の規定の整備を行うこととした。（第二五条の三第一項第一号関係）

4　減算制度を適用する基準について、特定健康診査等の実施状況に加えて、特定健康診査等以外を含む保険者の加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況を基準とするため、所要の規定の整備を行うこととした。（第二五条の三第一項第二号関係）

5　この政令は、平成三二年四月一日から施行することとした。